

給食費無料化について

学校教育課

1 目的

子育て支援
食育支援（地場産品活用）

2 財源

石炭灰受入事業の収益をもとに基金を設置（相馬市子育て食育支援基金）

3 対象者

相馬市立小・中学校に通学する児童生徒（区域外就学による転入児童生徒を含むことで調整中）

※ 教職員については、自己負担していただく。

4 実施時期

平成30年4月から

5 平成30年度事業費等

（1）児童生徒分 160,704千円

（2）給食費単価及び給食日数

公平・公正を担保するため、給食単価及び給食日数を一律とすることを原則とする。

種 別	年間給食日数	一食単価	年間給食費
小 学 校 全 学 年	184日	300円	55,200円
中学校1・2年生	176日	340円	59,840円
中 学 校 3 年 生	170日	340円	57,800円

6 使用する食材

食育の観点から、市内すべての小・中学校で相馬市産を含む地場産品を使用する。

7 弁当持参者への対応

理由にかかわらず弁当等を持参する児童生徒への対応は行わない。

8 食材の購入・支払方法

（1）方針

- ① 地元業者育成の観点から、各学校がこれまで取引をしていた納入業者すべてと契約をする。
- ② 契約した納入業者へ、相馬市産を含む地場産品を納入するよう依頼する。

（2）スケジュール等

- ① 業者説明 （2月13日）
- ② 契約 （3月上旬）
各学校がこれまで取引していた業者すべてと教育委員会が契約する。
- ③ 業者との打合せ（3月中旬）
相馬市産を含む地場産品を納入するよう依頼する。
- ④ 4月の発注 （3月15日）
学校は、教育委員会と契約した業者へ物資の発注を行う。
- ⑤ 物資納入
- ⑥ 業者が学校へ請求書提出（5月上旬）
- ⑦ 学校が明細集計表を作成・提出（5月中旬）
学校は請求書をもとに、業者ごとの明細集計表（毎月）を作成し、学校教育課へ提出する。
- ⑧ 支払（5月下旬）
学校教育課は、学校から提出された明細集計表を確認し、業者へ支払う。

※ 以下④から⑦を月ごとに行う。

給食費無料化の財源根拠

市内小・中学校の給食費を、今後30年間無料化(平成30年4月～)

財源として、税外収入(石炭灰受入事業の収益)の一部を充当。

- ・対象 市立小・中学校に通学する児童生徒
- ※市内すべての小・中学校において、市内に流通している食材(相馬市産等の地場産品を含む)を使用。

◎流通している食材は、放射能測定検査を経たもので、各学校でも配膳前に放射能測定検査を実施しており、より安全な給食の提供に努めている。

(平成28年度から小学校2校、平成29年度から小学校3校の計5校で地場産品を使用しているが、現在まで配膳前の放射能測定検査で基準値(10Bq/kg)を超えたものはない)

石炭灰受入事業

相馬共同火力発電(株)新地発電所で生じる石炭灰を相馬市産業廃棄物埋立処分場へ埋め立てるもの。

(平成17年度から実施)
※石炭灰埋立処理経費が必要なため、収益の全てが一般財源になるものではない。

